

宝塚市告示第42号

街区の区域変更について

宝塚市住居表示に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり山本丸橋2丁目の一部の街区の区域を変更して告示の日から施行する。

令和6年(2024年)3月25日

宝塚市長 山崎 晴恵

山本丸橋2丁目

1.8番街区及び2.1番街区の区域を変更する

変更理由

山本丸橋2丁目の一部の区域において、建物の建築にあたり、これを機に街区の区域を変更しようとするものです。

宝塚市住居表示に関する条例(抜粋)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。



